

実行計画（令和3年度版）策定方針 及び 令和3年度予算編成方針（概要版）

令和2年10月 市原市

第1 本市を取り巻く財政環境

1 社会経済情勢

新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響は深刻で、4月から6月期のGDPは前年同期比で△9.1%との集計結果が示され、日本経済においても、同時期のGDPは年率換算で戦後最大の落ち込みとしている。

本市経済の中核を担う石油化学企業等は、原油価格下落等により赤字転落又は4割超の減収としており、本市財政に大きな影響が及ぶことが明白である。

2 本市の財政状況と財政見通し

(1)財政状況

令和元年度決算では、実質単年度収支で30億4千万円の赤字。経常収支比率は前年度から1.0ポイント改善したが依然として硬直化の状況

(2)財政見通し

【歳入】感染症の影響により市税及び地方消費税交付金が減収見込み
【歳出】社会保障関係経費の増大や感染症、災害等への対応が必要
【財源不足】実行計画(令和2年度版)事業の完全実施には53億円不足

第4 行財政改革

1 部局を超えた類似事業の統合

(1)職員点検結果の検証

職員点検で「検討」となった事業について、他部局の施策との類似性等の検証を行い、組織間対話によるビルド&スクラップに取り組む。

(2)次長を中心とした全庁的な取組

職員点検で「実施」となった事業について、次長を中心とした組織横断的な対話により、事務事業の整理統合を進め事業効果を高める。

(3)市民点検結果の反映

市民点検の結果について、市民との対話によって得られた気付きを基に、組織内・組織間対話を進め、成果を実行計画等に反映させる。

2 行財政改革アクションプランⅡ

(1)実施状況報告での課題への対応

アクションプランⅡ2020の着実な実行を進め、計画・予算と連動した取組として課題解決につなげる。

(2)アクションプランⅡとの連動

「対話と連携」、「新たな日常」、「リスクマネジメント」の3つの新たな視点を加え、行財政改革を加速させる。

3 デジタルトランスフォーメーション（DX）

(1)業務の効率化

AI・IoTなど新たなテクノロジーの活用により、業務の効率化や代替に取り組む。

(2)行政サービスの再構築

行政手続のオンライン化、ワンストップ化を推進し、「新たな日常」へとつなぐ改革に取り組む。

第2 基本方針

1 基本的な考え方

危機的状況を自分事化し、事業の統廃合や公民連携など、あらゆる方策を検討する。

(1)実行計画の計画期間等

- ・令和3～5年度の3年間を計画期間とし、令和3年度予算、行財政改革アクションプランⅡ2021と連動して策定
- ・令和3年度は、新型コロナウイルスなどの直近の課題にしっかりと対応するとともに、3年先も見据えた実行計画とする。

(2)実行計画の策定及び予算の編成にあたっての考え方

- ①実行計画事業をゼロベースで見直す
- ②政策的に優先度の高い事業を採択

2 重点的取組事項

(1)市民生活・地域経済を守る

- ①子育て世代の信頼を回復し、安心して子育てができるまちの実現
- ②新型コロナウイルス感染症対策と地域経済活性化の両立
- ③地域防災力の強化

(2)「新たな日常」への変革と「持続可能なまち」の実現

- ①地域と若者・女性の活躍促進
- ②公民連携によるイノベーションの推進
- ③持続可能なまちづくりのための先行投資
- ④SDGsの達成・Society5.0の実現

第3 留意点

1 部局編成枠及びシーリングによる要求

部局編成枠として配分する一般財源の中で、各部局の創意工夫により策定し編成

2 財源対策と財政規律

(1)財政調整基金の活用

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、積極的に活用
- ・令和3年度末時点で40億円程度の残高を確保

(2)公共施設整備基金の活用

- ・公共施設の老朽化対策等に対して積極的に活用
- ・令和3年度末時点で30億円程度の残高を確保

(3)財源対策のための地方債の活用

後年度負担に留意しながら、活用可能な地方債を積極的に活用

3 歳入確保

- (1)国・県支出金の獲得
- (2)市税等の滞納の縮減
- (3)ふるさと納税制度の活用
- (4)公民連携による新たな歳入の確保
- (5)公共資産の有効活用

4 歳出抑制

- (1)事業の縮小・廃止
- (2)扶助費の精査
- (3)負担金及び補助金の適正化

5 特別・企業会計の経営改善と自立化

一般会計からの繰入金は制度上の基準額以内を原則として縮減に努める。

6 公共施設のマネジメント

施設の適切な維持管理を行う上で緊急的に必要となる修繕を優先とする。

7 イベント等の対応

国県の動向や本市の基本方針等に基づき必要な措置を十分考慮した内容とする。

8 指摘事項の改善

議会での指摘・意見や監査委員の決算審査意見等を踏まえ改善に向けて取り組む。

第5 その他

目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえ、国や県の動向を注視し、計画と予算に反映する。

その他の事項については「予算編成要綱」、「実行計画策定要領」に定める。